**運営規程**

**(事業の目的)**

1. **デイサービス遊楽苑（以下「事業所」という）が行う指定地域密着**

**型通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業（以下、「事業」とい**

**う。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事**

**項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者**

**（以下「従業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の**

**維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要**

**介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）**

**に対し適切な事業を提供することを目的とする。**

**(運営の方針)**

1. **従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限**

**りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営**

**むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介**

**護及び機能訓練を行う。**

**２　　従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、**

**利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しや**

**すいように説明を行う。**

**３ 　 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技**

**術をもってサービスの提供を行う。**

**４　 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サ**

**ービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの確保に努めるもの**

**とする。**

**(事業所の名称等）**

**第３条　 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。**

**一 名称　　デイサービス遊楽苑**

**二 所在地　青森県青森市小柳三丁目6番12号**

**(従業者の職種、員数及び職務の内容）**

**第４条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。**

**一　 管理者　　１名　（常勤、生活相談員と兼務）**

**管理者は、従業者の管理、事業の利用申込みに係る調整、計画作**

**成、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。**

**二 　 生活相談員　　２名（常勤、うち1名は管理者と兼務　もう1名**

**は介護員と兼務）**

**生活相談員は、事業計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に**

**把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な機能**

**訓練、相談援助等の生活指導を行う。**

**三 機能訓練指導員　　２名（非常勤、うち１名は看護師と兼務）**

**機能訓練指導員は、事業計画に基づき利用者の心身の状況を的確**

**に把握し、その利用者が自立した日常生活を営むことができるよ**

**う適切な機能訓練を行う。**

**四　 介護職員　　５名（うち２名は常勤、３名は非常勤）**

**事業計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行う。**

**五　　 看護師　　 １名 (非常勤、機能訓練員と兼務)**

**利用者の心身の状況の把握を行い、静養のための必要な措置を行**

**う。病状が急変した場合に利用者の主治医等の指示を受けて、必**

**要な看護を行う。**

**(営業日及び営業時間）**

**第５条　 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。**

**一 営業日は、毎週月曜日から金曜日とする。**

**但し、12月29日～1月3日、８月12日～8月14日は休日とする。**

**二 営業時間は、午前8時30分から午後6時までとする。**

**三　 サービス提供時間は、午前9時00分から午後4時45分までとす**

**る。**

**（利用定員）**

**第６条 利用定員は10名とする。**

**(事業の内容）**

**第７条 介護サービスの内容は次のとおりとする。**

**一　 生活指導、相談援助**

**二 　健康チェック**

**三　 機能訓練**

**四　 食事の提供及び介助**

**五 　 入浴の提供及び介助**

**六　 送迎サービス**

**七 その他のサービス**

**(利用料等）**

**第８条　　介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定め**

**る告示上の額及び青森市長が定める額とし、当該介護サービスが法定**

**代理受領サービスで あるときは、保険者から交付された負割合証に**

**基づき１割から3割の額とする。**

**２ 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを**

**受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められ**

**る事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。**

**３　　前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとす**

**る。**

**一 　食事の提供に要する費用 550円/日**

**二 　通常の事業の実施地域外からの送迎を行った場合の交通費（ガソリン**

**代）実施地域を超えた地点から25円/km**

**三 オムツ代金1枚100円（利用時のみ）尿とりパット1枚50円（利用**

**時のみ）**

**四　 その他日常生活費。（利用者が希望し参加する行事に係わる費用及び**

**利用者の希望により購入する身の回り品は実費とする。）**

**(通常の事業の実施地域）**

**第9条 通常の事業の実施地域は、青森市とする。**

**(サービス利用上の留意事項）**

**第10条 利用者は、サービス提供を受ける際には次に掲げる事項に留意し**

**なければならない。**

**一　 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。**

**二 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。**

**三 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした**

**上で利用すること。**

**四 施設内の設備等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従うこ**

**と。**

**五　 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等管理**

**者及び従業員が必要と認めたものは、持参するようにすること。**

**六 緊急時の連絡先を申し出ること。**

**七　 サービス利用開始時には、介護保健被保険者証及び健康保険被保者証**

**及び負担割合証の提示を行うこと。**

**八 　第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。**

**(緊急時等における対応方法）**

**第11条 従業者は、事業を提供しているときに利用者に病状の急変が生じ場**

**合その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡する等必要な措置を講じる。**

**(非常災害対策）**

**第12条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報**

**及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。**

**防火管理責任者氏名　　　蒔苗　裕貴子**

**(地域との連携等）**

**第13条 事業は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等**

**との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。**

**２　 事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代**

**表者、本事業所が 所在する市の職員又は本事業所が所在する圏域の**

**地域包括支援センターの職員、事業について知見を有する者等によ**

**り構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」とい**

**う。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活**

**動報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会**

**議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。**

**３ 事業は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成**

**するとともに当該記録を公表するものとする。**

**(虐待防止に関する事項）**

**第14条 　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止す**

**るため次の措置を講ずるものとする。**

**一 虐待防止のための対策を検討する委員会（Ｚoom等活用して行うこと**

**ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果につ**

**いて従業者に周知徹底を図る。**

**ニ　 虐待防止のための指針の整備。**

**三 　虐待を防止するための定期的な研修の実施。**

**四　 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。**

**２ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は従業者又は養護者**

**（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと**

**思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報す**

**るものとする。**

**（その他運営に関する重要事項）**

**第15条　 事業者は、従業者の資質向上を図るため定期的に研修の機会を設**

**け勤務体制の整備に努める。**

**２ 　 従業者及び従業者であった者は、業務上知り得た利用者及びその**

**家族の秘密を保持する。**

**３ 事業者は、従業者及び従業者であった者に、業務上知り得た利用**

**者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である間及び従業**

**者でなくなった後において、これらの秘密を守ることを雇用契約の**

**条件とし、入社時と退職時に誓約書に明記する。**

**また、個人情報保護に関しての研修を、年1回以上行う。**

**４ 事業者は、苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する苦情等**

**に対し迅速に対応する。**

**５ 当該規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、デイサ**

**ービス遊楽苑重要事項説明書において定めるものとする。**

**附則一　 この規程は、平成 25年　6月　1日から施行する。**

**附則二 　この規程は、平成 27年　4月　1日から行する。**

**附則三　 この規程は、平成 27年　6月　1日から施行する。**

**附則四　 この規程は、平成 28年　4月　1日から施行する。**

**附則五　 この規程は、平成 30年　4月　1日から施行する。**

**附則六　 この規程は、平成 30年 4月 23日から施行する。**

**附則七　 この規程は、平成 31年　1月 24日から施行する。**

**附則八　 この規程は、平成 31年 6月 1日から施行する。**

**附則九　 この規程は、令和 3年 6月 1日から施工する。**

**附則十　 この規程は、令和 4年 7月 21日から施工する。**

**附則十一 この規程は、令和 4年　10月 1日から施行する。**

**附則十二 この規程は、令和 5年 11月 1日から施行する。**